

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート に対する不当廉売関税の課税期間の延長

令和 5 年 1 月 2 4 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財 務 省 関 税 局

調査の概要等

現状

- 中華人民共和国（注1）産高重合度ポリエチレンテレフタレート（注2）に対して、不当廉売関税を課税中。
（注1）香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。（注2）以下「高重合度PET」という。

不当廉売関税率：39.8%～53.0%（注3）（課税期間：平成29年12月28日～令和4年12月27日）（注4）

（注3）供給者によって税率が異なる。（注4）課税期間満了後も調査終了までは課税が継続される。

- 令和3年12月、三井化学株式会社が中国産高重合度PETに対する不当廉売関税の課税期間の延長を申請したことを受け、令和4年2月より調査を開始。

調査対象貨物

- 名称：高重合度ポリエチレンテレフタレート
- 輸入統計品目番号：3907.61-000
（協定税率：3.1%、基本税率：4.6%）
- 外観：白色のペレット
- 主な用途：ボトルやシート



【外観】



【用途例】

（写真提供：申請者）

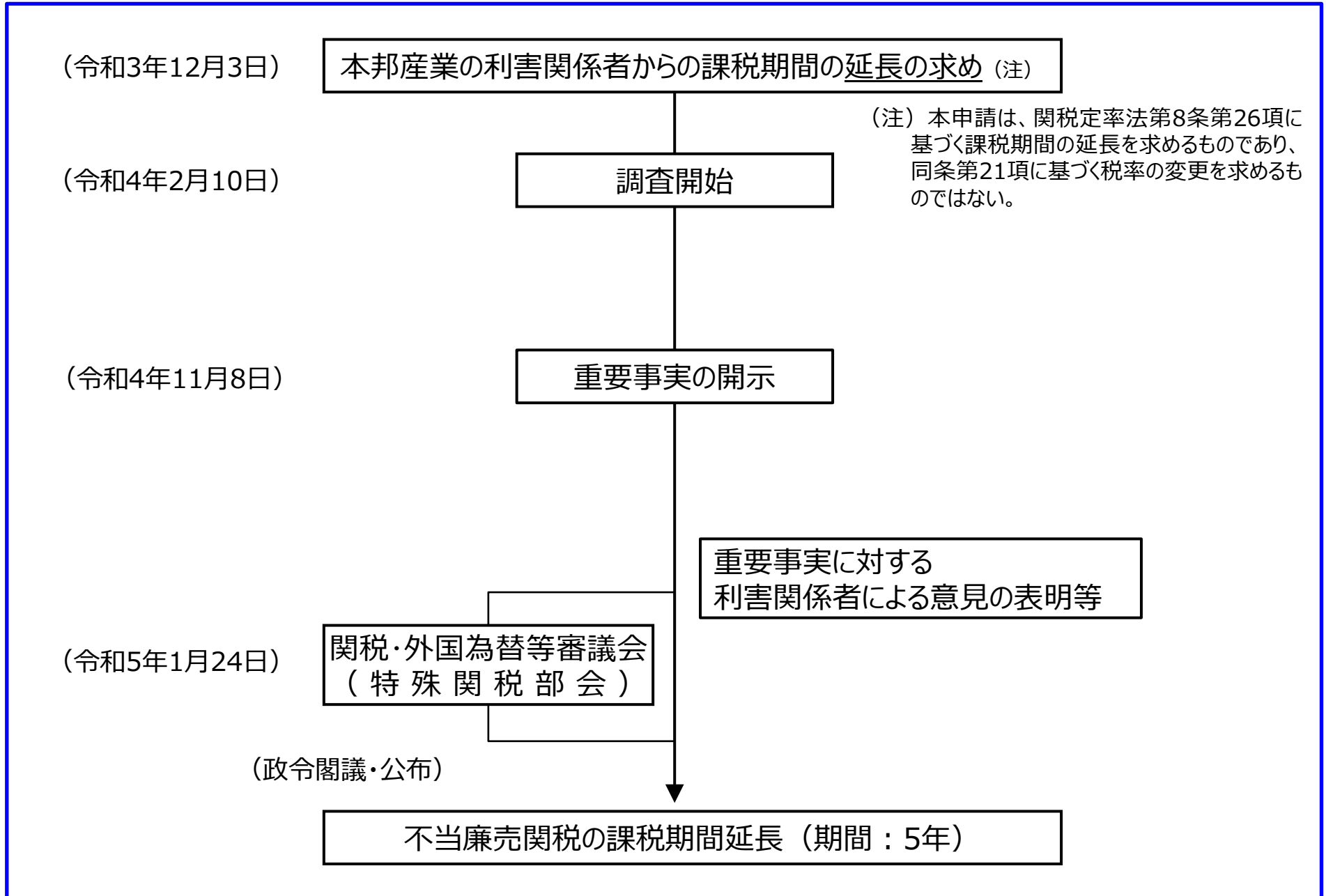
調査内容（延長要件）（関税定率法第8条第25項）

- ① 不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ
- ② 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ

調査対象期間

- 上記調査内容①について：令和2年10月1日～令和3年9月30日
- 上記調査内容②について：平成28年4月1日～令和3年9月30日

調査・課税手続の流れ（延長）



不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 調査対象期間において、中国産高重合度PETの輸入は実質的に停止したと認められたことから、正常価格（注1）と中国から第三国への輸出価格を比較し、第三国への輸出価格が正常価格よりも低いことが認められた（注2、3）。

（注1）正常価格について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内販売価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。

（注2）不当廉売差額率は、4～40%。価格情報が企業秘密に該当するため、不当廉売差額率はレンジ表記。

（注3）不当廉売差額率 = $\left(\frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$

不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

- 中国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 中国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる中国国内市場及び海外市場は、存在しない。

- 中国から第三国への高重合度PETの輸出について輸出価格が正常価格よりも低いという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

本邦産業の損害の再発のおそれ

本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税措置により、中国産品の輸入量は大幅に減少(B)し、本邦産品の販売価格の引上げ(C)に伴う売上高の増加(D)により、本邦産業の営業利益は平成30年度までは一定の改善が見られた(F)。
- しかし、本邦産業は、令和元年度以降は営業利益が悪化し、特に令和2年度は大幅に赤字になるなど、低迷している(F)。

【表】 本邦産業の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年10月～令和3年9月
本邦需要量(A)	100	91	93	93	87	91
中国産品の輸入量(B)	100	52	0	0	0	0
本邦産品の販売価格(C)	100	109	115	110	99	103
本邦産品の売上高(D)	100	106	117	107	93	115
本邦産品の製造原価(E)	100	104	110	110	108	104
本邦産業の営業利益(F)	100	164	150	39	▲143	37

(注) 上表中、平成28年度の数値を100とする指数を記入

本邦産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

損害が再発するおそれ

- 本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい(A)。そのような中、中国産品と本邦産品は代替性を有し、取引において価格が重視されていることから、課税期間が満了し、中国産品の輸入が再開されれば、本邦の産業は現在の国内販売量を維持するため、販売価格の引下げを余儀なくされる。その結果、本邦の産業は製造原価を下回る価格設定を強いられ、各損害に係る指標の悪化を招くおそれがある。

- 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

重要事実の開示

- 令和4年11月8日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物（指定貨物）、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された指定貨物の輸入が、指定期間（不当廉売関税の課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
- 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実が、指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(参考) WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

調査を踏まえた対応

重要事実に対する利害関係者の反論

- 前記の当局の認定（重要事実）を開示したところ、輸入者1者から主に以下のような反論があった。

利害関係者からの反論	調査当局の見解
調査の対象とした事項の概要	
本調査の対象及び不当廉売関税が賦課される輸入貨物の範囲を明確にすべきである。	調査対象貨物は明確に定義している。また、本調査は、すでに不当廉売関税が課税されている指定貨物の範囲を変更するために行うものではない。
本邦産業の損害の再発のおそれ	
調査対象貨物と特性、用途、価格、製造技術等の点で異なる貨物は、本邦産同種の貨物との代替性はなく、本邦産同種の貨物の価格及び本邦の産業に及ぼす影響の分析からは除外すべきである。	当該貨物と本邦産同種の貨物との代替性がないことに対する証拠は提出されておらず、調査当局は、調査対象貨物の定義に該当する貨物を対象貨物として、左記影響の分析を適切に行っている。
※ 申請者から、輸入者からの反論に対する再反論及び重要事実の内容を支持する意見の提出あり。	

▶ **反論を検証したところ、重要事実の内容を変更する必要はない。**

調査により得られた結論

- 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあることが認められた。

最終決定(案)

- 中国産高重合度PETに対する不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当（延長期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である5年間。不当廉売関税率は現行どおり）。